

日本の奨学金制度についての研究：政策制度と公共政策規範との関係性に関する一考察

大金, 正知 / Ogane, Masatomo

(出版者 / Publisher)

法政大学公共政策研究科『公共政策志林』編集委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Koukyo Seisaku Shirin : Public Policy and Social Governance / 公共政策志林

(巻 / Volume)

10

(開始ページ / Start Page)

155

(終了ページ / End Page)

168

(発行年 / Year)

2022-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00025656>

日本の奨学金制度についての研究

—政策制度と公共政策規範との関係性に関する一考察

Study on the scholarship loan program by the Japan Student Services Organization (JASSO)
-A consideration on the relationship between the policy system and public policy norm

大 金 正 知

要旨

わが国の大学等高等教育への就学を支援する政策制度は、殆どが日本学生支援機構の貸与奨学金制度による。2019年度現在全就学生の37%にあたる127万人の学生が約340万円の奨学金貸与を受け効果を上げている。一方2021年度にコロナ禍を理由として、大学中退・休学を余儀なくされた学生5,238人のうち、貸与奨学金が原因の経済的問題が理由の学生が一定数存在する。奨学金制度が貸与方式であるが故に大規模な奨学生の教育機会提供支援制度の役割を担う正の部分と、奨学生が自らの責にない原因で就業機会を失うと返済できなくなり苦境に立つ者も生み出されるという負の部分も併せ持つ。

日本政府は、政策規範の認識フレームワークにおいて功利主義を取り、金融的側面における資金供与効率性や制度継続性を重んじている。他方本質主義を基とし、そもそも経済的困難者への就学機会の提供制度であるべきという考え方も存在する。双方の立場の比較に基づく慎重な議論が十分でなかった点が両義性の原因である。

結論として、奨学金制度は教育機会均等化政策と金融制度双方の適切なバランスについて比較考量されることが必要である。①受益者である奨学生の立場をより正確に反映可能な政策検討プロセス、②給付奨学金制度の大幅な拡充、奨学生本人の責任に帰せぬ理由で経済的困難に陥った際の期間返済免除制度③この問題を通して、受益者自身がプロアクティブな意識・役割を担いより主体的な役割を求めため、フィンテック手法のクラウドファンディングによる民間資金の導入により、奨学金制度の財源の多角化、受益者主体意識を含む政策制度への多元化を提言することとしたい。

キーワード

奨学金, 社会的規範, 公共性と効率性, 公共政策規範

1. はじめに一奨学金制度に関連する法律・規定の前提

我が国における大学等高等教育の就学を機会均等の観点から公的に支援する政策制度は、その殆どが独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」とする）の貸与奨学金制度によっている。本研究報告は現在の貸与奨学金制度を公共政策の一つとしてとらえ、公共性と政策規範の認識フレームワークの観点

から考察するものである。分析は、法律条文、政府・行革委員会等の刊行物、協議記録、先行研究を中心に、関係者インタビュー等で得た情報も踏まえて行った。

なお、教育費の個人の負担問題については、初等教育から高等教育まで幅広く存在するが、本稿では、とくに個人の負担が重くのしかかる高等教育（大学）に焦点を置いて研究する。

教育の機会均等に関連する法律として、憲法第26

条は「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」と規定し、教育基本法第3条では「第1項 すべての国民は、等しくその能力に応じる教育を受ける機会を与えられなければならない。信条、性別、社会的身分、地位、門地によって教育上差別されない。第2項 国及び地方公共団体は、能力があるにも拘わらず経済的理由により修学困難な者に対して奨学の方法を講じなければならない。」と規定している。

これらに関し、文部科学省（HP 教育基本法解説）は、「能力がありながら経済的困難な者に対して国及び地方公共団体は奨学の義務を負うことを明らかにしたもの。具体的には奨学金等がある。」と、奨学金制度を教育機会均等政策とし、国が義務を実現するための政策の一つとして特定している。

これを受け独立行政法人日本学生支援機構法第3条では、日本学生支援機構の目的を「教育の機会均等に寄与する為に学資の貸与・支給他の援助を行い、大学等が学生に行う修学、進路選択等に関する相談・指導を支援し、学生に適切な修学の環境を整備し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的人材の育成に資する。」と規定する。現在機構の貸与奨学金により全就学生の約4割にあたる127万人の学生が一人平均約340万円の奨学金貸与を受けて就学している（2019年度）。日本の奨学金制度は歴史的経緯から財政投融资を原資とする制度であり、公的資金負担を極力抑えながら大学進学を促進する政策制度であるため、貸与方式をとっていると考えられる。しかし、奨学金の貸与がこれほど高い比率で行われている例は他のOECD諸国には見られず、日本独自の政策制度であると言える。

2. 奨学金制度の現状

日本の奨学金制度は貸与であることから、制度としての両義性を生む結果となっている。政府の財政負担を避けつつ財政投融资制度を活用し貸与することによって、近年約130~40万人規模の奨学生の就学を可能にしてきた。貸与であるが故に多数の潜在

的就学生に就学機会を与えることができ、2019年度で127万人という規模をカバーする就学支援制度としての役割を担っている。これは奨学金制度が規模の観点からは、日本の社会において大学進学者を支援する役割を十分に担っているということの意味する。また卒業後すぐに就職し継続的に就業し、長期的・安定的に収入を得られている大部分の奨学生にとって、返済に大きな問題は生じない。以上が現在の奨学金制度の正の部分についての評価である。

他方で、コロナ禍の影響など一部の奨学生が自らの責に帰さない原因で安定的な就業機会を得られなくなると、奨学金を返せなくなり苦境に立つ者も生み出してしまうという負の部分併せ持つ。すなわち、貸与であるため疾病や、派遣労働における雇用主都合の雇止めなどにより就業が止められた場合、返済困難になる。2020年12月18日の新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査¹によれば、特にコロナ禍により、自らの責に帰すことのできない理由で中退を余儀なくされた学生が少なくとも5,238人いるとの報道がなされている。²

この報道と同時に発表された、2020年度の大学中退者は前年度から2割減との報告が文科省よりなされた。しかし、これはたまたま2019年度から給付奨学金制度が試験的に、2020年度から本格的に給付奨学金制度が開始された背景がある。大学中退者は前年同時期比で2割減っていると報じられているものの、中退した学生の中には貸与奨学金を受けている奨学生が少なからず生じていると考えられる（休学した学生のうち、貸与奨学金の受給者がどれくらい存在するかについての情報は公開されていない）。

政府と機構は、返済困難者については返済猶予制度により対応しているとするかもしれないが、返済猶予では元本は減らず負担は減らない。強力な延滞削減策を推進するあまり（4.4.に後述する）、奨学生にとり重圧となっている可能性がある。その重圧を感じることで奨学金への制度回避に繋がっていないか検証も必要である。以上の二点から、現在の奨学金制度には負の側面もあると思われ、本来的な教育機会均等政策として必要十分な役割を果たしてい

るか慎重な考察が必要と言わざるを得ない。

政府も状況の改善のために、2017年度より給付型奨学金制度の導入を開始していると発表している。しかし、給付型奨学金の受給体操となるのは、2020年度現在給付奨学金を供与される制度の対象は住民税非課税世帯・生活保護受給世帯の奨学生全体のわずか3%程度であり、残り97%の大部分の奨学生にとっては同じ問題が存在し続けることには変わりはない。

3. 政策規範の認識フレームワークの定義

以上の現状を踏まえて、本稿では、現在の奨学金制度の課題の原因につき、政策規範の認識フレームワークについて論考する。

佐野亘（2010）によれば、「適切な公共政策を実現するには、その「適切さ」を判断するための規範理論が必要である」、としている。更に「公共政策規範は、政策の策定や評価の現場においても実際に使えることが必要である。」とも記している。³

伊藤恭彦（2013）によれば、「公共政策における規範認識フレームワークとは、公共政策形成の際に問題認識において設定すべき要素のことである。公共政策は価値や規範に深い関係にある（中略）。その役割は政策アクターや政策を考えている有権者に「道徳の羅針盤」を提供することである。」と論じている。⁴

本稿では、公共政策の形成者や評価者が、政策形成や評価の際に、その問題意識において、当該政策が適切か否かを判断する価値判断の基準を「政策規

範の認識フレームワーク」と定義する。

以下に、公共政策の一つである奨学金制度において、奨学金制度創設時から現在まで、制度形成者は、日本における高等教育負担に対する社会的規範を意識しながら、どのような政策規範の認識のフレームワークに基づいて政策形成・変更プロセス全般を行ってきたのかを分析する。

また、現在の奨学金制度に対する批判者については、別の価値観による政策規範の認識フレームワークを保持していると考えられる。両者において、どのような政策規範への認識フレームワークが使われて、どう違いがあり、現代社会における奨学金制度の利用がどのような影響や評価を受けているのかについて分析することとする。

4. 奨学金制度の問題の原因分析

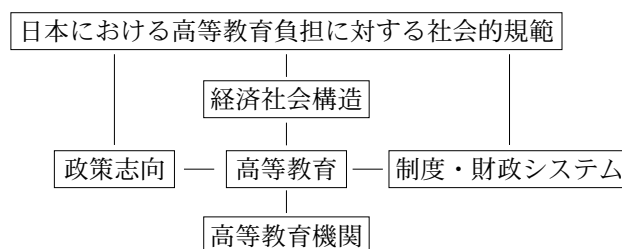
4.1. 奨学金制度の公共政策分析枠組み

奨学金制度は、政府による公的な高等教育の支援政策であり、公共政策の一つである。本論の整理については、この分野の先行研究である金子（2000）および濱中義隆（2016）の枠組みを援用することとする。

本稿では、さらに金子の概念図に加えて、本論が掲げる「日本における高等教育負担に対する社会的規範」も加筆して、図1のような枠組みにおいて考えることとしたい。

金子によれば、「[高等教育政策]及びそれを具現化した「制度・財政システム」は、一方で高等教育に対する経済社会の要求（「経済社会構造」）、他方

（図1）高等教育研究における政策の位置付け



（出典：金子元久，2000，「高等教育政策の国際的動向と政策評価」喜多村和之編『高等教育と政策評価』玉川大学出版部の概念図に筆者が加筆して作成）

で高等教育機関の規模と組織的構造（「高等教育機関」）の中間に位置する。」とした。⁵

次に、濱中は、「[奨学金]を事例としてこの枠組みを適用してみると、(中略)[奨学金]制度は直接的には高等教育政策(奨学金政策)がその在り方を規定するが、その背景には高等教育卒業者に対する人材需要、所得分配の不平等性など経済社会的な構造からの影響が存在する。一方で、ミクロな個人の進学行動や大学生のライフ・スタイルにも大きな影響を与える。結果的に、これらは大学の運営方針など個別の高等教育機関の行動にも反映されていくことになる。」としている。⁶

奨学金制度は「経済社会構造」と密接にかかわりその制度を変容させてきており、また政策制度である以上、行政改革などその時の政府の「政策志向」を反映し制度変革を強いられてきた政策であり、公共政策学上の分析が必要であるとする。⁷

本研究においてはその分析の際、これらの「経済社会構造」や「政策志向」の根底に、あるいは日本社会の上位に、図1で示すように「日本における高等教育負担に対する社会的規範」が存在すると認識する。それが、政府の「政策志向」のみならず、「制度・財政システム」—その規範意識を意識しある意味利用することによって現在の大規模な奨学金制度を構築してきた—からも、本質的な影響を受けていると考察する。

4.2. 教育費への親の負担に関する社会規範

本研究で奨学金問題の背景として重要な要素と捉えているのは、教育費の負担は親など個人に帰属するという高等教育における社会規範の問題である。次に図1で観たように、日本における高等教育負担に対する社会的規範に焦点を当てつつ、その社会的規範が制度設計に際し、制度設計者が取っていた政策規範の認識フレームワークにどのような影響を与え、適合していったかについて考察していく。

末富芳(2010)など複数の研究者が「主義主張はともかくとして、我が国においては、実態として教育費は保護者が負担するのは当然であり、「親の役目だ」という意識や規範が浸透しているようであ

る。」と指摘する⁸。

この意識・規範は、多くの先行文献において提示されている先行研究者の実際の世論調査でも裏付けられている。矢野真和(2016)は、2010年の東京・全国共通WEB世論調査の結果「大学教育の費用負担問題になると、学歴による見解の差はなく、73%、つまり四人のうち三人は「個人が負担すべきだ」に賛成している。大学に行かせるか行かせないかは「親の責任だ」と「自分の学歴とは無関係に」思い込まれている。高等教育の費用負担については、大卒と非大卒の断層が見られない。むしろ、学歴という文化資本を超えて共有された「親子一体の家族観」が浸透していると考えられるべきだろう。」と分析している。⁹

上記のようなデータの裏付けもあり、日本の家庭においては教育費を優先させて家計をやりくりしようとするのが主流の考え方であると見做せる。大学など高等教育費用が高額であり、子を大学に入れば一気に家計負担が増すことがわかっている。そのため、子育て世帯は教育費のために貯蓄しようとし、例えば、生命保険に学資保険という商品がある。子供が生まれたときから高等教育のための費用を積み立てて貯蓄するシステムであり、教育費の貯蓄は親がその負担を想定していることを示している。

個々の家計と社会のいずれが教育費を負担すべきかという点につき、矢野真和(2013)は、「収益率の計算、特に社会的収益率や財政的収益率の計算を通して、大学に対する公財的支出が効率的な公共投資であることを示しているが、一方で大学の大衆化により、日本社会一般に大学教育の社会的便益に対する疑念が非常に根付いていること」を指摘し、問題視している。同じく矢野の調査によれば、「大学の教育費については、個人もしくは家族が負担すべきという意見が7~8割を占め、しかもその意見の分布と社会階層の間に有意な関連はなかったとしている。このような意識が一般化したのは、戦後日本の高等教育が国立大学に依存し、しかも教育が家計によって支えられて来たという実状によるところが大きい。また政策的な優先順位も、大学教育は非常に低い。」としている。¹⁰

すなわち、この時期進学率はいまだに低く、大学は国立大学に入れる一部のエリートのものであり、高等教育費の家計負担は国民全体から見れば現在より相当程度プライオリティの低い問題であったと考えられる。

また濱中(2011)によれば、「より具体的に言えば、学校現場での処遇の平等性を強調し、また入試などの選抜方法の条件に過敏なほどの公平性を求める姿勢は、結果の責任を個人のものと思わず方向にもつながら」とし、「恵まれた学習環境にあったとか(その学習環境自体に相当な個人差があるとか)、目に見えない様々な社会的サポートがあったはずであるという視点がなぜか希薄である」。としている。¹¹

実際に、大学への就学を控えているか現在大学に送り出している子を持つ家庭では大学の学費水準や高等教育に対する補助や奨学金制度に高い関心を示すが、そういう家庭以外の一般の人々は奨学金問題に殆ど関心を示さないのが通常である。

教育は本人と家族への便益以外の効用(外部効果)が大きいというのが通説になっているが、日本社会においてはこれらの効用が十分には意識されていないため、特に高等教育への公費負担について寛容ではない社会規範が形成されていったと考えられる。

次に日本における高等教育負担に対する社会的規範についての先行の世論調査結果を示した先行研究を紹介する。教育にかかる費用を個人あるいは家計が負担すべきとの意識については、先行文献における世論調査でもある程度有意に証明されている。濱中・小川は『教育劣位社会』(2016)において、「2010～11年に富山、東京、全国区Webによる世論調査を行った。その結果、「日本の社会では教育にかかる費用は、公教育費ではなく家計が負担すべきであるという価値観が「社会的規範」として一般に浸透していることを示している。」と分析している。¹²

4.3. 現在の奨学金制度の政策形成過程についての問題の分析

現在の奨学金制度の姿に至ったのは、戦前の1943年の奨学金制度が創設されてから、現在に至るまで、過去の3回の重要な制度変更が行われた過程に

よるものである。奨学金制度の創設・変更過程のプロセスについて1. 奨学金制度が貸与方式で創設された際の考え方について分析する。2. それ以降、制度が変更された過程・経緯の分析を行う。以下にその過程について考察する。

我が国の奨学金制度は、戦時下の1943年に最初から貸与制度として制度設計がなされた。その制度起草の淵源は、1942年に三宅正一代議士が大蔵省に、それまでの保険制度を活用として貸与制を前提とした具体的な奨学金制度を提案したことにさかのぼる。同提案はそれまでの抽象論とは異なり、具体的な試算案を含みつつ、教育の機会均等という現代の概念にも通じる案であることが活かされたとされている。当時の大日本育英会の設立の際の文部省による解説文によれば、「本来日本の育英制度は、日本独自の家族制度にのっとり、その美風に立脚すべきであり、欧米の自由主義・個人主義に基づく政策的制度とは異なるものであるべき。その意味で、日本では自分の子は才能に応じて教育を享受させ、国家に捧げる責務があるため、国家が教育を給付するとすれば親のありがたみが薄れ、家族主義の美風を失う恐れがあり、そもそも貸与としなければならない。」と記載されている。これらの法律記草案を基にした国会の議論の末、1943年10月に日本育英会の創設を機に貸与奨学金制度が創設された。戦後もこの貸与型の無利子奨学金制度がもととなったため、我が国の奨学金制度は貸与を原則としたまま今日に至っている。

また、同解説文を詳しく見ていくと、奨学金制度創設時から、日本の奨学金制度は、日本独自の家族制度に基づき、「自分の子の才能に応じて教育を受けさせ、国家にその能力を供与する」という現在の高等教育を受けさせるのは親の役目であるという社会規範に相通じる基本的考え方に基づいていることが分る。「欧米の自由主義・個人主義に基づく政策的制度とは異なる、子の才能に応じて教育を受けさせるのは親の役目である。」という日本の社会的規範が政策立案の根底に流れていたため、「高等教育予算のすべてを丸抱えする欧米型の教育負担政策には追随せず、日本は家庭による返済を前提とする

貸与型奨学金とする。」とされ今日に至っている。

そして、その後以下の1984年以降の3回の重要な制度変更を経て、今日の制度の姿に至っている。

第一の重要な制度変更は、1984年に有利子の第二種奨学金が創設された日本育英会法制定時の制度変更である。同法案の国会審議にて政府は、法改正後も無利息奨学金を育英奨学制度の根幹として堅持する考えを示して採決し、国会の付帯決議によって「奨学金事業は無利子貸与制度を根幹として拡充・改善に努めるとともに、有利子対処制度は補完装置として財政が好転した際は廃止等を含めて検討する。」という条件が付された。

にもかかわらず第二の制度変更として、1999年には、財政投融资と財投機関債資金で運用することにより、無利子枠はそのままに有利子枠のみ拡大される「きぼうプラン21」が創設された。以上二つの制度変更の結果、その後有利子奨学金が無利子奨学金の最大3.1倍（2014年）にまで拡大され、貸与奨学金受給者も1988年24万人から2013年度の144万人と6倍に急拡大した。延滞者数も2003年度17万人から2009年度21万人に増加した。

第三の制度変更として、2006年の小泉行政改革のいわゆる独法改革による経済・財政諮問会議等の提言を踏まえた制度変更が挙げられる。¹³この制度変更の考え方の典型的な例として、貸与奨学金制度の延滞などの債権管理の問題の改善に焦点が当てられ、延滞削減促進策として一定期間以上の延滞者への督促業務は外部の契約者に委託されたことが挙げられる。こうした一連の延滞解消策によって3ヶ月以上延滞率は2003年10%から2019年度3.7%へと改善した。

しかし、この制度変更は延滞率の改善という結果と引き換えに、経済的返済困難者を苦しめるという問題を奨学金制度にもたらしたと考えられる。

4.4. 奨学金制度の公共性の分析

奨学金制度は、独立行政法人制度立ち上げに際し、日本学生支援機構の所管とされ、独立行政法人に執行を任された公共政策であり、その意味において「受益者である国民のニーズに即応すべき公共

サービス」といえる。通則法により日本には87の独立行政法人が存在し、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業で国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間主体に委ねた場合必ずしも実施されない恐れのあるもの又は一つの主体に独占して行わせることが必要なものを効率的かつ効果的に行わせている。

さらに、独立行政法人日本学生支援機構法第三条において、「独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。」と定めている。

また独立行政法人である日本学生支援機構は4次にわたる中期目標の総論において、「教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として実施する。」と20年間にわたり述べている。

以上をまとめると奨学金制度は、公共性を持つ教育政策であるといえる。

独法に実施が委ねられる活動が有する「公共上の見地から」との表現は、独立行政法人が担うべき事業の公共性について解説しているものと考えられる。公共性とは種々の見解があるが、山川雄巳によれば¹⁴「社会的共存の秩序がもつ一般的・全体的・共通的・公式的な性格なことである。」としている。この見解において、公共性とは、「社会的共存」における「秩序」を包含する概念であり、政府や官僚組織から一方的に押し付けられるものではなく、更に「一般的、全体的、共通的、公式的」すなわち、ある特定の意味や範囲にのみ限定して適用されない性格を含む概念である。

山口定によれば¹⁵「政策基準としての公共性」とは、奨学金制度の議論に直接関連しないと考えられる基準を除くと以下の通りである。

- ①社会的有用性もしくは必要性。公共事業の個々の事例が本当に社会的に必要なものであるかどうか。
- ②社会的共同性。つまり、同じ「社会」に住む者同士の絆になっている最低限度のルールや価値観にそっているかどうか。
- ③公開性。つまり情報公開の制度の確立などによって、社会の構成員のすべてに対してひらかれているかどうか（筆者注：今後この項目については議論を分かりやすくするために、「情報公開性」と記すこととする）。
- ④普遍的人権。正確には、「人権・民主・平和及び主権」。

次に、以上の山口定の「政策基準としての公共性」に照らして、現在の奨学金制度の政策基準としての公共性に関して考察する。

① 社会的有用性

日本における経済的に相対的に恵まれていない家庭の子弟に対して、1970年代にくらべて相対的に高額となっている大学進学のための必要資金を提供する施策である。実際に年間130万人もの奨学生が利用していることから、社会的に有用な制度であるといえる。この点に関して公共性は有意であると考えられる。

② 社会的共同性

奨学金制度の公共性を分析する際の、社会的共同性とは、二つの要素を持つものであると考えられる。

第一には、奨学金制度が公的資金により運営されていることから、その金融制度としての継続性（サステナビリティ）をもって、長期間にわたり未来の奨学生に永続的に資金を循環させるため、金融システムとしての管理上健全性を保つことである。すなわち、借りている資金欠損させることなく現在の借り手によって資金が循環され、未来の社会の借り手との共同性を担保できるよう維持しなければならないという側面である。これは、2006年の経済財政諮

問会議の結果、日本学生支援機構の中期目標の総論の項目で毎回必ず記載されている。実際、日本学生支援機構は厳格に運用してきており、金融制度側面での社会的共同性は実現しているといえる。

しかし、奨学金制度の公共性としての社会的共同性とは、もう一つの意義を指していると考えられる。法律に基づく教育機会均等化政策の施策の一つとして、社会における弱者である経済的困難にある、もしくは将来そうなり得る奨学生も含めた借り手全体に対して開かれているという意味の社会的共同性を有しなければならない、という観点である。

この点については、現在の貸与奨学金制度が、「教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、(i)経済的理由により修学が困難な学生に対し、学生等の自律を支援し、修学環境を整えるために実施される教育事業」として日本学生支援法の法律制定趣旨に基づいて、最低限必要な基本的考え方に基づいていると言えるか、(ii)実施者と受け手が、同じ「共同した社会」に住むもの同士として互いに尊重するシステムになっているかという点で、疑問を持たざるを得ない。

その最も典型的な論点として、貸与奨学金制度の延滞が生じた場合に、日本学生支援機構がサービサーと言われる委託契約者に督促業務を外部委託したことが挙げられる。

日本の奨学金制度は貸与型であり、金融制度としての性格を持つともいえるが、同時に、この政策制度の根本は以上に述べてきた通り公共性をもつ教育事業である。独立行政法人日本学生支援機構法には日本学生支援機構が直接延滞の督促をすべきとは規定してはいない。しかしながら、当該法律においては、教育機会を提供する日本学生支援機構と、借り手である奨学生との間で、相手の立場を尊重しながら日本社会の「教育機会均等」を実現させていくという価値観が、条文の根底にある法の制定趣旨に存在していたと考えられる。条文中に「学生に適切な就学の環境を整備し、時代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的人材の育成に資する。」と法の制定目的を最後に結論づけているのはそのためである。この共通理解が、政策の公共性における社会的共同性

を表した要素であると考えられる。

しかしながら、現在の奨学金制度は、この価値観やその根底にある奨学生の意識を、督促業務を外部契約者に委託することで失ってしまったといえる。すなわち、新聞報道や種々の情報¹⁶などによって、奨学金の返済が少しでも滞ると、これから借りようとする潜在的な借り手を含めて、日本学生支援機構から返済のため大変厳しい措置がとられることを奨学生の殆ど全員が認識する制度となってしまった。

このことにより、奨学生の多くは、日本学生支援機構はすでに経済的困難者の政策支援者ではなく、延滞すると金融機関のリストに加える金融業者と同等の組織・存在であるとの認識を持つに至っている。このことが奨学金制度の回避といった弊害をもたらしていることは先行研究¹⁷で論じられている。

更に、督促業務を民間金融管理会社に委託したことが挙げられる。延滞者は、民法上督促を受けるのは法律の定めによるところである。しかしながら、金融セクターでは情報共有が内規となっているため、奨学金とはいえ金融サービスとして取り扱われ金融の一つに組み込まれる。延滞3ヶ月以上となると、奨学生はクレジットカードの発行が止められ、住宅ローンを借りることがほぼ半永久的に出来なくなる。これは金融サービスの一環として業界に存在する暗黙のルールである。法律には必ずしも明確には書かれていない金融セクターのガイドラインが、教育の機会均等を規定する憲法や教育基本法をオーバーライドし、人を育てるための奨学金制度に若者の今後の生活を生きにくくする可能性を生じさせるのはいささか厳しすぎるのではないだろうかと考察する。

③ 情報公開性

なぜ奨学金制度が現在の形になってしまったのか、制度変更を検討する際の経済財政諮問会議での検討委員会の議論をまとめた議事録において、誰がどういった発言をしたかなどを観察しようとしたが、多くの情報は非開示である。このことが日本の奨学金制度を一般の国民に非常にわかりづらいものにしてている。以下、第一に一般の国民に対する情報公開性と、第二に奨学生に手を差し伸べるべき関係

者に対する情報公開性に分けて論じることとする。

第一に一般の人々にとり奨学金制度の現状が見えづらいということがある。

日本学生支援機構は、ウェブサイト上に奨学金制度の概要・借入れの現状などを公表している。それにも拘らず、現代の平均的學生がいくら奨学金を借りて卒業していくのか、延滞をしている奨学生がどれくらいで、どのような理由で延滞しているか、中退者の中でそれくらい貸与奨学金を借りていたかなどの重要情報について一般の人には分かりづらい。

同時に日本では、奨学金問題についての無関心があり、奨学金制度の実状に関する情報公開は社会からの強い要請にならない。これは、日本では大学生への経済的支援は、個々の家庭が負うべきという社会規範が浸透していることが原因の一つであると考えられる。

さらに、日本の奨学金制度が世間一般に理解されにくい理由として貸与制の影響がある。多くの先進国においても、日本でも、一般的な理解では、奨学金といえば無償の給付型奨学金をイメージされる。筆者が自分の研究テーマを友人に説明するため、奨学金制度が学生に負担になっている、あるいはギリギリの経済状況で返済し続け、ついには力つきて返せなくなる問題が生じている、と説明すると、「何故奨学金なのに返せなくなるのか、意味が判らない。」という感想が返ってくる。この背景には、一般の人々は奨学金とは無償であることを前提に考えている点がある。しかしながら、日本の奨学金制度はそのほとんどが貸与型であり、返済をしなければ督促を受けることになる。このことが一般の人々に十分には理解されていないことを意味している。

延滞者数・延滞率そのものの数値は少なくなる傾向にあることも、問題をわかりづらいものにしてている。一般の国民の眼からすれば、金融制度として必要な管理がなされていて、事態は改善しつつあるように見える。延滞者数と延滞率の低さには、2006年の行革での制度変更以降、同機構が、延滞が3ヶ月以上に長期化しないよう規則に従って強く督促し、厳しく返済を行わせているという背景がある。さら

に、病気や職場の問題（ブラック企業、パワハラ、人間関係など）で転職・休職した場合でも、収入がなくなり返済が出来なくなれば約定により厳しい督促がされている事例も存在することが報告されている。

第二の情報の開示性の問題は、大学の教員や大学職員などの関係者にとって、奨学金を借りている学生の情報にアクセスするのが非常に困難だという点である。本来なら本当に困ったときに、学生に相談に乗り、手を差し伸べるべき教職員にとって、自分の大学や、自分のクラスにおいてどれほどの学生が奨学金の給付を受け、残高をもっているのか、奨学金による残高を持つことでどれほどの負担感をもっているかについて知ることは、学生の就学環境を守るために本来は必要なことであるはずである。しかし、個人情報保護の要請から、本来問題が深刻化する前に手立てをとることが期待される教員や大学職員への情報公開性が保たれていない。実際十数年以上も高等（大学院、大学）教育の現場に携わっている筆者にとっても、教育現場に立ちはじめた数年間、個人情報保護の壁に阻まれて学生たちが奨学金問題で苦しんでいる実状を知りえなかった。たとえ個人情報保護の原則が存在していたとしても、本来なら学生を支援すべき教職員に情報公開性が保たれていない現状については、なんらかの改善が必要ではないだろうか。

④ 普遍的人権

政策における公共性の一項目として、奨学金制度が普遍的人権の考え方に基づくことは言わずもがなのことである。後述する社会的弱者に対する配慮については、この項目が根拠となっていると考えている。

結論として、以上の②、③の項目については、現在の奨学金制度は政策としての公共性について問題があると認識せざるを得ない。

4.5. 奨学金制度の政策規範の認識フレームワークの問題

奨学金制度の現在直面している返済困難者が生じてしまう際の課題は、根本的には、政策を立案する

際に、一番重要な規範として何を据えるかという価値観の問題である。これが政策規範の認識フレームワークの相違性という問題である。佐野亘による先行研究¹⁸においては、その価値観については自由主義、功利主義、本質主義といったタイプについて分けて論じられている。奨学金制度の政策を立案し、社会状況の変化とともに奨学金制度に変更を加える際に、何を最も重要な価値観として据えて考えるか、という論点に帰結すると考えられる。

4.5.1 政府の政策規範の認識フレームワークにおける価値観

まず、現在の奨学金制度を創設した際、そして現在に至るまで、他の国とは異なり、一部約3%の地方税非課税対象者に対する給付奨学金制度を導入したものの、いまだに大部分の奨学生には貸与制度を存続していることが重要なポイントとして上げられる。

貸与奨学金制度を現在の約130万人もの規模を維持して存続させる際に、制度設計の根底に流れる基本的な考え方は、4.3.で述べた通り、明治の奨学金制度創設期の時から、日本における家族主義と高等教育負担に対する社会的規範が根底として存在していた。すなわち、日本においては高等教育の支援制度としては、可能な限りは親が教育費を負担する。それが家庭の経済状況によっては困難な場合は、貸与による奨学金制度を設定し、政府の一般会計による予算丸抱えではなく、政府は原資を供与し、それを奨学生とその親から返済させるという金融制度の側面的持たせることにより、一般会計予算によって全額給付にするよりはるかに多くの規模の就学希望者に奨学金を貸与で支援している。これは政府がより多くの資金を奨学生に供給することで教育機会を与え、大学進学率を約50%程度に引き上げ維持し、日本の大学の総定員の規模を維持すべきという、総体的便益を最大限にしようとする功利主義の考え方であると考えられる。

日本における高等教育負担に対する社会的規範かなり根深く社会に浸透しており、1980～2000年代のグローバル化の進展や、近年の日本の社会の雇用形態、奨学生の就職環境や経済状況・財政状況の変

化にも拘わらず、社会の根底に存続している。

その背景のもとで奨学金制度に導入されたのが、政策金融制度として効率性重視の方針である。2006年の一連の小泉行革において、それまでの行政の規制の緩和や市場原理に基づく経済的合理性を政策に持ち込むという総体的方向性のもと、奨学金制度の制度変更がなされた。

そこには、政府の政策規範の認識フレームワークとして、政策の効率性を重視する功利主義を取る考え方を基にしていると考えられる。そして、政府は現在の奨学金規模を維持しながら、金融制度としての効率と安定を最上位の価値観として掲げた。このフレームワークは今日まで維持されている。

4.5.2 日本の奨学金制度の批判者の政策規範の認識フレームワーク

他方、現在の日本の奨学金制度に対して、批判的な文献による著作・論評もかなりの数見られる。¹⁹ これらの多くが述べているのは、奨学金制度に関して、①政策として本来持つべき公共性と、②その制度が本当に利用者（特に経済的な困難に直面している奨学生）のためになっているか、という公共政策規範上の価値観が十分には考慮されていないのではないか、という指摘であると考えられる。これらは本来奨学金制度とは経済的弱者を救うための制度であるという、政策の本質主義の立場にあるものと考えられる。

政府としては督促における金融サービス提供機関利用は、延滞管理の効率化のため当然の業務を行っているとはいえ、教育における「人を育てる」「人間性」を重視するという制度目的の捉え方との間には、大きな隔たりが存在すると感じざるを得ない。

奨学金制度が経済的困難者を救い、奨学生が平等にその能力を発揮する社会、この理想は日本国憲法や教育基本法の「法に精神」に沿った考え方である。が、奨学金制度の現場の運用の状況は、日本学生支援法の第3条にある、奨学金制度の目的を「次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的人材の育成に資する。」としている文言とは齟齬を感じざるを得ない。

4.6. 奨学金返済困難者をどう捉えるか

奨学金制度など、機会均等という公共性を包含する政策・制度においては、政策立案の際に社会的弱者が基本的潜在能力を施策などの公的機能によって保障されるべく考慮すべきと考えられる。たとえば、小泉行革の際に、民間委員から奨学金制度に関連し投げかけられたのが、返済困難で苦境に陥る学生に対する「借り手の自己責任だ」という考え方である。奨学金を借りて自分が希望して大学に行っただけだから、就労が上手くいかなくて返せなくなるのは自己責任という考え方である。これは民法上の法律論としては正しい。生じた延滞を少しでも看過すると返済モラルの低下が生じ、ひいては制度存続そのものが危うくなる、というのが4次にわたる中期目標の文言の中に再三述べられている。制度の存続を守る立場としては理解出来る。しかし、政策協議の場において制度存続の一方の立場の議論だけが主張されたと議事録で読むと、社会的弱者に対する配慮への視点についての議論があってもよかつたのではないかと感じざるを得ない。

基本的潜在能力の保障について、アマルティア・センは「真の機会均等」を捉える適切な方法は「潜在能力の平等」でなければならない²⁰（一般的に潜在能力の比較は不完全なものでしかないので、厳密に言えば、潜在能力における明白な不平等を取り除くことによって真の平等を考えなければならない）と論じている²¹。奨学金制度が、経済的理由などにより修学の機会が困難な学生への機会均等をはかる公共性を持つ制度であるのであれば、社会において弱い立場にある受益者について配慮すべき性格をもった制度といえる。

しかしながら、日本学生支援機構の4次にわたる中期目標の各目標項目においては、経済的理由により修学が困難な学生、すなわち社会的弱者に対する配慮については、第1次から第4次中期目標を通じて、ごく限られた記載しかされていない。したがって、日本学生支援機構は今後も修学が困難な学生に対して、配慮を強化することを業務目標として具体的には示していないと言わざるを得ない。

日本学生支援機構は、返済が難しくなれば、返済

猶予制度や返還金減額制度、所得連動型奨学金制度を準備しているとするであろう。しかし、これらにより返還金を一時的に減額されたり、返済を猶予されても返済額が減る訳ではなく、返済期間が後倒しになるだけである。そのことが再就職を探すなど次の道を模索する際に更なる重圧としてのしかかる結果になる。こうした制度では不十分なために奨学生が中退している可能性は否定できない。

2020年7月に日本学生支援機構は、家庭から自立した学生について、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトの減・解雇などにより突然の収入減となり「学びの継続」の危機に陥った学生を対象に、住民税非課税世帯の学生には20万円、それ以外の学生には10万円を支給する方針を打ち出した。

しかし、奨学金制度が貸与である以上、平均して340万円以上の借金をしている奨学生にとり、1度切りの10万円の支援は、学びの継続の危機への根本的な解決にはならないのではなかろうか。

奨学金制度の低所得者層・実質的な学びの継続の危機に直面した社会的弱者への配慮を含んだ実質的な施策を含む制度改革が今後早急に検討されることを期待する。

5. 結論

現在の奨学金制度は、学費を自らの家計だけでは負担できない約130万人の就学生にとって一定の効果を上げている。一方、特に自らの意思にかかわらず親や本人自身が就業機会について問題を抱えることになった奨学生にとり返済や奨学金を借りていること自体が大きな負担になっている現状がある。現在コロナ禍により、自らの責に帰すことのできない理由で休学を余儀なくされた学生が少なくとも5,238人存在するとの報道がなされている。

その際の重要な要素として、日本社会において特に高等教育は家庭の負担によってなされるべきという価値観—高等教育負担に対する社会的規範—が構成されていることがあげられよう。その前提の上で、経済的困難者に対する高等教育均等化政策であり、公共性を持つ制度として我が国の奨学金制度が

どのように位置づけられ、政策規範の認識フレームワークにおいて何が最も重要な価値か、との問いかけがなされ続けなければならない。

政府は、2006年の小泉行政改革以降の制度設計に際し、政策の経済的効率性を追い求めて功利主義の立場を取っていると考えられる。その一方で奨学金制度が本来もつ、社会的弱者である経済的困難者に対する教育機会均といった政策目的に関連する法の精神に鑑み、政策規範の認識フレームワークがどうあるべきかについて、今一度見つめ直す時期に来ていると考える。

結論として、第一に、日本における貸与奨学金制度とは、奨学生に譲許的融資を行いその返済金を原資として資金を継続的に循環させるサステナビリティを持つ金融制度としての性格と、社会的弱者である経済的困難者である奨学生に教育機会を与えるという教育機会支援制度の両方の側面を持つべき公共政策制度である。

第二に、奨学金制度は、本来あるべき教育機会均等化のための政策として期待される公共性を満たされるべく更に慎重に検討・運用されなければならない。そのためには、今後制度変更の検討の際には、日本における高等教育負担に対する社会的規範の存在を意識しつつも、政策規範の認識フレームワークを常に慎重に見つめ直し、公共性と社会的弱者への配慮にも立ち返った検討を行い、金融制度と教育機会均等政策という2つの側面にバランスをとることに価値を置いた政策へと改善されることが必要である。

第三に、コロナ禍の影響ややむを得ない事情により就労機会を得られず、あるいは自らの意思に反して就学機会を失ってしまう奨学生について、社会的弱者に十分に配慮された制度改革が即効性をもって実現される必要がある。

具体的な制度改革につき以下を提言する。

今後奨学金制度の制度改善を検討する際の政策形成過程の改善策として、教育面の立場を代弁する教育界・学会の代表者、経済面の検討を代弁する経済界の代表者のみならず、受益者である奨学生の立場を代弁できるメンバー（現在の奨学生、現在返済中

の奨学金受給対象者の代表)を諮問委員として政策改善検討委員会に加えることを検討すべきである。

奨学金制度の政策内容の改善策としては、①コロナ禍が原因で大学中退者が2021年5,238人も出ているということは、この社会経済情勢下では親の収入・経済的扶養能力が大幅に低下していることを意味する。奨学金利用者のうち生活費にも事欠く奨学生の存在を意味していることから、親の所得階層別の現在の給付対象を現在より大幅に拡大した給付奨学金制度の大幅な拡充が必要である。このためには1兆円程度の一般会計による財政負担が必要であり、いきなり即時貸付型奨学金制度全額の無償化は現実的ではないことから、財政負担の可能性に応じて対象所得階層を引き上げていくなど、財政負担可能な範囲での段階的な実施を提言する。②より少ない現実的財源で、コロナ禍などで危急に困難に陥っている奨学生を支援するための政策が緊急に必要である。現在の入学時の親の所得階層別の給付奨学金制度において、貸与奨学生は大学卒業後自らに返済義務が課されるところ、自分の責に帰しない理由によって就労出来なくなり重大な長期間の経済的困難に陥った場合、返済困難な当該特定期間のみを対象とする債務減免制度の創設を提言したい。③奨学金制度の問題が日本の奨学金制度が、財源が一般会計のみならず財投資金を原資とする貸与制度であることが根本的要因の一つとなっていることから、フィンテックなどによる寄付制度を含む民間資金の導入による奨学金制度の財源の多角化、受益者の意見・意識をより反映した制度の多元化を提言することとしたい。

フィンテックを通じたクラウドファンディング(寄付制度)による財源の多角化については、奨学金制度を、受益者である奨学生側の政策規範の認識フレームワークをプロアクティブなものへの変化させる狙いがある。現在の奨学金制度の問題は過去の制度変更時の行政側の政策規範の認識フレームワークと受益者の認識フレームワークに齟齬があったことによるものと認識される。一方で奨学金を借りる側にも、自らがものを言う機会や余地のない制度であり致し方ない面があるものの、奨学金受益者は政

府・日本学生支援機構から一方的に供与を受けるべきものであるという意識にあり続け、自らの意思で制度の改善提案を積極的に行う姿勢になかったことも事実である。

そこで、今日では教育セクターにおいてもフィンテック新しい金融リタラシーによる投資型クラウドファンディングの手法が開発されていることから²²、こうした手法により原資を募り、奨学金ファンドとして日本学生支援機構奨学金制度原資の一部を構成させることが具体策として考えられる。制度原資の一部となれば、制度への提言を正式にする立場となる。当該フィンテックの制度設計には、現在奨学金返済中のIT企業の関連人材や在学中の奨学金制度受益者を参画させることにより、制度の(返済制度を企画・立案する)主体は受益者本人たちであることを自覚させる効果を期待する。

寄付募集にはその資金提供者が取得するその対価(見返り)が必要となるが、①一般会計や財投資金をミックスすることで金融条件などを設定し、制度が順調に構築されれば見返りとして金融上のインセンティブ(一部償還プラス α などの収益性)の還元、②クラウドファンディングへの原資を提供した企業などには、優秀な奨学生人材についての情報や雇用機会そのものを金額等条件により優先的に提供すること、③過去において奨学金返済を免除され大学を卒業し職に就いた研究者・教員をターゲット層とするクラウドファンディングにより、過去に免除されたことへの奨学金制度への謝意相応の寄付を募ることを提案する。奨学金制度問題を通して、貸与制度として明治時代以来継続してきた奨学金制度を、財政・財投に依存する制度・意識の壁や日本における高等教育負担に対する社会的規範を乗り越えて、受益者自身がプロアクティブな意識・役割に基づく制度へと発展させることを狙うものである。以上のように、奨学金制度を受益者の役割をより重視した公共政策制度へと変容させるため、フィンテックなどの手法にもとづくクラウドファンディングによる民間資金の導入により、奨学金制度の財源の多角化、受益者の意識・意見を活用した制度への多元化を提言することとしたい。

注

- 1 2021年12月18日 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について（依頼）」に添付された文部科学省新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査
- 2 [コロナ影響で中退や休学の学生約5800人に去年4-12月 文科省 | 教育 | NHKニュース](#)
- 3 佐野亘, 2010, 『公共政策規範』BASIC公共政策学第2巻, ミネルヴァ書房, pp1
- 4 伊藤恭彦 (2013) 「政策過程と規範的思想—政策過程における「道徳の羅針盤」—」公共政策研究第13号 2013 : p21-29
伊藤は、規範や価値を扱う政治哲学が、公共政策学と現実の政策過程に関与するアクターにいかなる貢献ができるかについて検討し、政治哲学と公共政策学を架橋す

- る試みを行った。両者は多くの点で質を異にするが、両者の違いを自覚するならば、政治哲学は「民主主義の下働き」としての役割を政策過程で演じることができる。としている。
- 5 金子元久, 2000, 「高等教育政策の国際的動向と政策評価」喜多村和之編『高等教育と政策評価』玉川大学出版部, pp197-222
- 6 濱中義孝, 佐藤香, 白川優治, 島一則, 2016, 「高等教育研究と政策—奨学金研究を題材として—」教育社会学研究第99集, pp71-93
- 7 こうした経済社会構造の歴史的变化の変遷については、下記表1：日本の経済・財政状況と奨学金制度に期待された役割・影響の推移を記載したので参照願いたい。
- 8 末富芳, 2010, 『教育費の政治経済学』勁草書房
- 9 矢野眞和, 濱中淳子, 小川和孝, 2016, 『教育劣位社会—教育費をめぐる世論の社会学』岩波書店, pp44-76

表1：日本の経済・財政状況と奨学金制度に期待された役割・影響の推移

年	経済財政状況	政府の対応・政策	奨学金制度への影響
1955～ 1980年代 前半	高度成長とその継承期 農業中心から工業へ産業構造 転換のための予算要	産業構造転換を図るため必要な人材を 大量に育成する高等教育資金需要への 対応	奨学金財源を一般会計以外の特定財源＝ 財政投融资等から制度確立 原則無利子貸与奨学金制度
重要改革 第1回 1984年	バブル前の構造不況期への対 応—第二次臨時行政調査会に よる改革	日本育英会法制定 ・有利子の第二種奨学金創設 ・同法案の国会審議で政府は、法改正 後も無利息奨学金を育英奨学制度の根 幹として堅持する考えを示して採決。 ・国会付帯決議「奨学金事業は無利子 貸与制度を根幹として拡充・改善に努 めるとともに、有利子対処制度は補完 装置として財政が好転した際は廃止等 を含めて検討する。」という条件が付 される	有利子奨学金貸付が可能となる
1980年代 後半から 90年代前 半	産業構造転換継続確保予算の ため教育・文化予算の下降が 始まる。	第二次ベビーブームの団塊ジュニア層 が高等教育進学適齢期—1992年のピー ク時大学定員86,000人増要（草原克豪 2008, 『日本の大学制度—歴史と展望 —』弘文堂, pp166-167)	
第2回の 重要改革 1999年	バブル崩壊後不況により税収 伸び悩みから教育文化予算削 減（予算総額の10%を割り込 む）	「きぼうプラン21」創設 ・無利子枠は従来通りで、有利子枠の み拡大	・有利子奨学金の制度上の上限枠撤廃— 有利子9,070億円と無利子奨学金2,912億 円の最大3.1倍（2013年）に拡大 ・貸与奨学金受給者、1988年24万人から 2013年度の144万人、6倍に拡大 ・延滞者数：2003年度17万人から2009年 度21万人に増加（日本学生支援機構HP 資料）
第3回目 の重要改 革2004～ 2006年	バブル崩壊後の経済財政立て 直しを目指した小泉構造改革	経済・財政諮問会議等の提言を踏まえ た制度改革 ・延滞など、債権管理問題の改善に焦 点 ・3ヶ月以上の延滞者の督促業務を外 部契約者に委託	・有利子奨学金急拡大を受けた延滞拡大 に対応—貸与奨学金制度のサステナビリ ティ確保のため奨学金制度の債権管理問 題の改善に焦点を当てた制度改革 ・3ヶ月以上延滞率が改善（2003年10% →2019年度3.7%）

(出典：草原克豪, 2009 『日本の大学制度—歴史と展望—』弘文堂, pp166-167, 日本学生支援機構統計データをもとに岡本全勝, 2011 『行政改革の現在位置—その進化と課題』, p39掲載表を参考して筆者作成)

- 10 矢野眞和, 2013, 「費用負担のミステリー—不可解ないくつかの事柄」広田照幸・吉田文・小林伝司・上山隆大・濱中淳子編『大学とコスト—誰がどう支えるのか』岩波書店, pp169-193
- 11 濱中淳子, 2013, 『検証・学歴の効用』勁草書房, 草原克豪2008, 『日本の大学制度—歴史と展望—』弘文堂, pp166-167
- 12 矢野眞和, 濱中淳子, 小田和孝, 2016, 『教育劣位社会』岩波書店pp29-42
- 13 大住荘四郎・上山信一・玉村雅敏・永田潤子 (2003) 『日本型NPM—行政の経営改革への挑戦—』ぎょうせい: 175-176
- 14 山川雄巳「公共性の概念について」日本公共政策学年報1999基調論文p22
- 15 山口定「公共性の政策基準と政策評価」日本公共政策学年報2006巻頭言
- 16 給付金奨学金制度研究会編『大学進学のための“返さなくてよい”奨学金ガイド』産学社p23
- 17 朴慧原, 2018 「奨学金制度の変遷と施策の再検討—返還に対する負担の重さと「奨学金に近づけない」という排除—」『相関社会科学28号』東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻, 教養学部総合社会科学分科
- 18 佐野亘, 2010 『公共政策規範—BASIC公共政策学第2巻』, ミネルバ書房p17-174
- 19 大内裕和, 2017 『奨学金が日本を減ぼす』朝日新書, 栗原康, 2015 『奨学金なんかこわくない!』新評論など
- 20 Amartya Sen, 1992, “Inequality Reexamined” (1992:6-9=1996:10-12)
Amartya Sen, 1999 “Development as Freedom” (1999:111-145=2000:125-165)
- 21 センのいう「不平等」とは経済的不平等のみならず, 社会的基礎(ジェンダー, 階級など受け継がれてきた格差一般)をも含む概念であるが, 本稿は奨学金制度を実施する独立行政法人の施策を分析するためのものなので, 本稿の文脈においては経済的な格差として捉える。
- 22 神作裕之・小野傑・湯山智教, 2019 『金融資本市場のフロンティア』, 中央経済社
- 金子元久, 2000, 「高等教育政策の国際的動向と政策評価」喜多村和之編『高等教育と政策評価』玉川大学出版部
給付金奨学金制度研究会編『大学進学のための“返さなくてよい”奨学金ガイド』産学社
金泰昌, 2010, 『ともに公共哲学する—日本での対話・共働・開新』東京大学出版会
日本総合研究所先端技術ラボ, 2021, 『金融で自たらいゼーションのすべて』金融財政事情研究会
行政改革会議事務局OB会編 (1998) 『21世紀の日本の行政—行政改革会議活動記録—』行政管理研究センター
草原克豪, 2009, 『日本の大学制度—歴史と展望』弘文堂
佐野亘, 2010, 『公共政策規範—BASIC公共政策学第2巻』, ミネルバ書房
末富芳, 2010, 『教育費の政治経済学』勁草書房
鈴木興太郎, 宇佐美誠, 金泰昌, 2006, 『世代間関係から考える公共性』, 東京大学出版会
セン, アマルティア, 2018 『不平等の再検討—潜在能力と自由』岩波現代文庫
朴慧原, 2018 「奨学金制度の変遷と施策の再検討—返還に対する負担の重さと「奨学金に近づけない」という排除—」『相関社会科学28号』東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻, 教養学部総合社会科学分科
内閣官房行政改革推進事務局HP 「第13回行政減量・効率化有識者会議議事録概要」www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai13/gijigaiyou.pdf
南島和久, 2003, 公共サービスと行政改革, 今村都南雄, 武藤博己, 沼田良, 佐藤克廣, 南島和久『ホーンブック基礎行政学第3版』北樹出版
日経クロステック, 2020, 『アフターコロナ—見えてきた7つのメガトレンド』日経BPコンサルティング
西山慶司, 2018, 『行政サービスの外部化と「独立政法人」制度』晃洋書房
濱中淳子, 2013, 『検証・学歴の効用』勁草書房
草原克豪2008, 『日本の大学制度—歴史と展望—』弘文堂
矢野眞和, 2013, 「費用負担のミステリー—不可解ないくつかの事柄」広田照幸・吉田文・小林伝司・上山隆大・濱中淳子編『大学とコスト—誰がどう支えるのか』
山岡龍一・斎藤純一2017, 『改訂版公共哲学』放送大学大学院文化科学研究科
山脇直司, 2008, 『グローバル公共哲学—「活私開公」のヴィジョンのために』東京大学出版会
山脇直司, 2011, 『公共哲学からの応答—3.11の衝撃の後で』筑摩書房
矢野眞和, 濱中淳子, 小田和孝, 2016, 『教育劣位社会』岩波書店

参考文献

- 新川達郎, 2000, 「独立行政法人制度の意義と課題」, 田中一昭・岡田彰編『中央省庁改革—橋本行革が目指した「この国のかたち」』日本評論社: 196-197
- 育英奨学金制度の抜本的改悪に反対する連絡会・日本育英会労働組合, 1884, 『教育費が危ない—奨学金制度の灯は消せない』創林社
- 伊藤剛一・丹羽富二雄・原山正明, 2006, 「アウトカム評価とマネジメント」『独立行政法人評価技術基盤機構の事例(イノベーションとその計測・評価(1))』
- 嘉治佐保子・中妻昭雄・福原正大, 2019, 『フィンテックの経済学—先端金融技術の理論と実践』慶応義塾大学出版会